2023 年度成蹊大学 AO マルデス入試法学部討論力審査テーマ
「エビやカニを生きたまま熱湯に入れて調理することは、法律で禁じられるべきか？」

2022 年 4 月、イギリス議会は新しい動物福祉法（Animal Welfare (Sentience) Act 2022）を制定し、法律上保護される「動物」の定義に頭足類（イカ、タコなど）と十脚目（エビ、カニなど）を追加した。同国の従来の動物福祉法は脊椎動物のみを保護対象としていたが、頭足類や十脚目も痛みを感じることを示す確かな科学的根拠があるとの研究者らの報告を受けて、保護される「動物」の範囲を拡大したのである。イギリスでは、今後、これらの動物に苦痛を与える調理法や実験が禁じられる可能性がある。

現在、日本を含む多くの国々では、エビやカニが生きたまま店頭やネット上で販売されている。エビやカニを生きたまま熱湯に入れてゆでる調理法は、これまで特に残酷なものとは考えられてこなかったように思われる。しかし、たとえば、スイスでは、ロブスターを生きたまま熱湯に入れることはすでに禁じられている。日本も、エビやカニを生きたまま熱湯に入れて調理することを禁止する（気絶させるか即死させた後で調理しなければならないこととする）べきだろうか。

エビやカニを生きたまま熱湯に入れて調理することが禁じられるべきでないとすれば、単に「今まで禁じられていなかったから」「自分の所有物だから」「いずれにしても食べるから」というだけでなく、なぜ禁じられるべきでないのかを正面から議論する必要がある。日本や諸外国の法的・政治的状況について資料を収集・分析した上で、自らの意見を示されたい。